

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部金融課）

制 度 名		信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長	
税 目		登録免許税（租税特別措置法第 78 条第 1 項）	
要 望 の 内 容	<p>本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律に 1.5/1,000 に軽減する制度である。</p> <p>保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているところ。</p> <p>本特例措置の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。</p> <p>なお、中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>信用補完制度は、平成 29 年度に約 8 兆 0,514 億円の保証承諾をしており、平成 29 年度末に約 22 兆 2,151 億円の保証債務残高があるなど、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている。信用補完制度は信用保証協会法及び中小企業信用保険法に基づくものであり、中小企業者等に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険（日本政策金融公庫による信用保険）によって中小企業者等の信用力を補完し、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図っている。</p> <p>本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与するため、必要不可欠な施策である。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。 ※本政策は、信用補完制度に加えて政府系金融機関による融資も併せて実行することにより達成を目指すものである。

(指標：保証承諾実績、資金繰りDI)

租税特別措置の適用又は延長期間

現行措置の2年間延長
(期間：平成31年4月1日～平成33年3月31日)

同上の期間中の達成目標

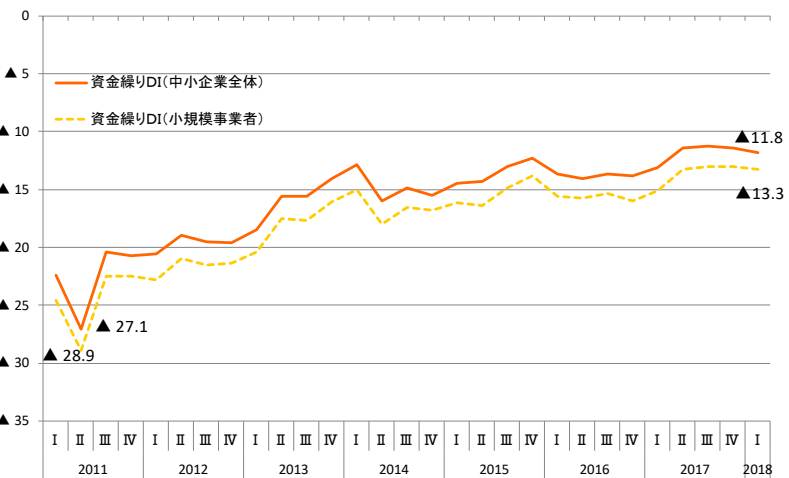
有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担をできる限り軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。

政策目標の達成状況

中小企業者等の資金繰りは、平成20年9月のリーマンショックや平成23年3月の東日本大震災の影響を受けたが、「緊急保証」(平成20年10月31日～平成23年3月31日)や「東日本大震災復興緊急保証」(平成23年5月23日～)等の対策を実施し、足元は改善傾向にある。

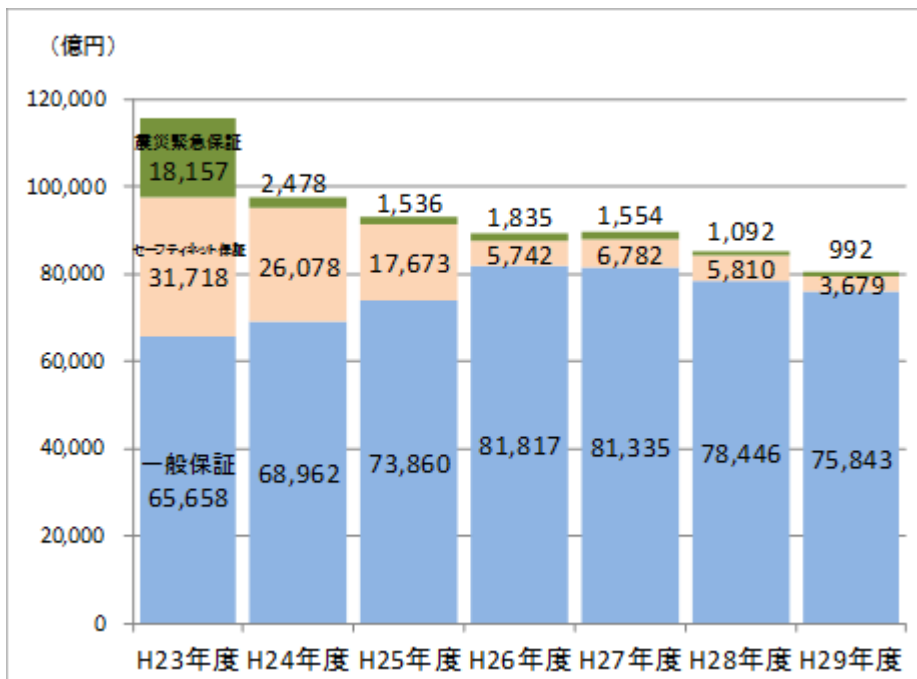
信用保証制度には有担保保証(上限2億円)と無担保保証(上限8千万円)があるが、有担保保証の保証承諾に占める割合(金額)は、ここ数年、一定で推移(約12%程度)している。これは、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等にとって、有担保保証のニーズがあることを示している。本特例措置は有担保保証に係る信用補完制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。

【中小企業者の資金繰りの状況】



(出典：中小企業景況調査(中小企業庁))

【保証承諾実績】



※保証承諾に占める有担保保証の割合（金額）

- 平成23年度：13.0%
- 平成24年度：13.9%
- 平成25年度：13.6%
- 平成26年度：12.6%
- 平成27年度：12.5%
- 平成28年度：11.8%
- 平成29年度：11.2%

（出典：（一社）全国信用保証協会連合会）

要望の措置の適用見込み

平成29年度見込み：1,209件
 平成30年度見込み：1,116件
 平成31年度見込み：1,031件
 平成32年度見込み：952件
 （法務省 民事・訴訟・人権統計年報、（一社）全国信用保証協会連合会作成 有担保保証承諾見込より推計）

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

信用補完制度利用者の約90%が、従業員20人以下の小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は高い。本特例措置は中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減（※）し、資金繰り円滑化に寄与する。仮に本特例措置がなければ、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている信用補完制度について、中小企業者等の利用負担の実質的な引上げとなり、中小企業者等の資金繰り支援という政策目標を阻害することになる。

※本措置による登録免許税の軽減額は、保証料の負担と比較するとその1/10、金利の負担と比較するとその1/20に相当すると見込まれる。

※本特例措置による1件当たり軽減額試算
 平成29年度：59千円
 平成30年度：60千円
 平成31年度：60千円
 平成32年度：61千円

	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）（租税特別措置法第66条の11第1項第1号）																	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 （平成30年度当初予算：61億円）																	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記税制措置（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）は信用保証協会の財政基盤の強化を通じて保証債務額の限度拡大に資するものであり、上記予算事業は信用保証協会に対する損失補償等である。 本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、上記措置と明確に役割分担ができています。																	
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、予算措置と異なり、予算の制約を受けずに、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるというメリットがある。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置は、税制措置以外にない。</p> <p>また、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税であることを勘案すると、同様に公的金融を担う信用保証協会の登録免許税を軽減することは、国民の納得できる必要最小限の特例措置である。</p> <p>さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用補完制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。</p>																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>課税軽減件数</th> <th>減収額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,929</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,805</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,791</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1,541</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,309</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：法務省「民事・訟務・人権統計年報」） ※減収額は、登録免許税実績より経済産業省推計</p> <p>本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合（下記③等）に適用される措置である。このため、信用補完制度を利用する全ての中小企業者等に適用されるものではないことから、上記適用件数は僅少ではない。</p> <p><平成29年度の例>（出典：（一社）全国信用保証協会連合会）</p> <p>① 保証承諾件数 ・・・約63.3万件</p> <p>② ①のうち、有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数 ・・・約1万件</p> <p>③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数 ・・・約1,200件</p> <p>また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第20条第1項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措</p>		課税軽減件数	減収額（百万円）	平成24年度	1,929	105	平成25年度	1,805	108	平成26年度	1,791	93	平成27年度	1,541	90	平成28年度	1,309	76
	課税軽減件数	減収額（百万円）																		
平成24年度	1,929	105																		
平成25年度	1,805	108																		
平成26年度	1,791	93																		
平成27年度	1,541	90																		
平成28年度	1,309	76																		

		置が特定の業種に偏って適用されているわけではない。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>信用補完制度は、中小企業者等の資金調達にとって大きな役割を果たしている制度である。</p> <p>中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には、本特例措置によって利用負担が軽減され、資金調達の円滑化が図られており、今後も、中小企業者等の資金需要に対応していくためには、本税制措置の延長が必要。</p> <p>【保証承諾実績】</p> <p>平成24年度：97,518億円 平成25年度：93,068億円 平成26年度：89,394億円 平成27年度：89,671億円 平成28年度：85,348億円 平成29年度：80,514億円 (出典：(一社)全国信用保証協会連合会)</p>
	前回要望時の達成目標	有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担をできる限り軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>上記「政策目標の達成状況」及び「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)」のとおり、中小企業者等の資金繰りの円滑化という政策目標に対して、信用保証を通じて、信用力の乏しい中小企業者等に資金供給を実施しており、資金調達環境の改善に効果があったものと考えられる。</p> <p>※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。</p>
	これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年に創設 ・以後2年ごとに単純延長 ・平成23年に軽減率を縮減して延長(担保物件によらず一律1/1,000に軽減 → 1.5/1,000) ・平成29年は期限を単純延長(～平成31年3月31日まで)